

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 25 日現在

機関番号：33107

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520880

研究課題名(和文) 東京裁判における中国の政治的役割に関する基礎研究

研究課題名(英文) Basic Research on Political Part of China towards Tokyo Trial

研究代表者

小林 元裕 (KOBAYASHI, Motohiro)

新潟国際情報大学・情報文化学部・教授

研究者番号：80339936

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)：中国は第2次世界大戦アジア戦線における最大の被害国であった。1972年に発表した日中共同声明で中国は日本に対する戦争賠償を放棄して日中の国交を正常化させたが、戦争終結後の時点で中国は日本に対して戦争問題をどのようなかたちで処理しようとしたのか。中国国民政府は日本の戦争犯罪を明らかにし、その責任者を処罰するために戦争の終結前から連合国戦争犯罪委員会において準備を進め、東京裁判と中国国内での戦犯裁判に臨んだ。向哲濬を代表とする中国判事団は東京裁判において事実の究明に精力を注いだ。同時期に激化した国共内戦によって、国民政府の関心は戦争責任の追及よりも賠償の獲得と早期の講和へと変化してしまった。

研究成果の概要(英文)： During the Second World War, China suffered the greatest damage in the Asian Theater. China resumed diplomatic relations with Japan only since 1972, and after it had abandoned its desire for war reparations in a joint statement. How did China dispose the war problems of Japan at the end of the war? The Chinese National Government in order to clarify war crimes of Japan and to punish persons in charge pushed forward preparations before the end of the war in Allied War Crimes Commission, and faced Tokyo trials and the war crime trials in China. The Chinese judge corps who designated Xiang Zhejun as a representative poured energy into the investigation of the fact in Tokyo trials, but, by the Chinese Civil War which intensified for the same period, the interest of the National Government has changed into acquisition of the compensation and early peace than an investigation of the war responsibility.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：東京裁判 極東国際軍事裁判 中国

1. 研究開始当初の背景

日本における東京裁判研究の歴史は浅く、1970年代になってやっと着手された。1948年の東京裁判終結から1960年代まで、同裁判に関する出版物は、裁判において弁護を務めた人物たちの回想録が中心で、特に東京裁判が持っていた「勝者の裁判」という側面を強調した内容だった。その代表作が清瀬一郎『秘録・東京裁判』(1967年)である。その翌年に『極東国際軍事裁判速記録』全10巻(1968年)が刊行され、以後に展開される実証的な東京裁判研究の基礎資料となった。これらを利用した先駆的研究が、児島襄『東京裁判』上・下(1971年)である。児島は、東京裁判の開廷から閉廷まで、裁判の進行と裁判が扱った内容を詳細に追い、東京裁判の全体像を明らかにした。ただし児島の視点は前記の弁護人たちと同様に東京裁判を「勝者の裁判」ととらえる点であまり目新しさはなく、後の研究で明らかにされたように多くの事実誤認を含んでいた。

これら「勝者の裁判」論とは異なる観点から東京裁判を分析したのが、大沼保昭『戦争責任論序説』(1975年)だった。ニュルンベルグ裁判、東京裁判を国際法から論じ、戦争を裁く論理形成の過程を東京裁判前史としてまとめた。同じ「戦争責任論」でも連合国、そして日本の政治史として分析したのが粟屋憲太郎の研究だった(「戦争責任論」『体系・日本現代史5』(1979年)。粟屋はその後、アメリカで東京裁判関係の資料を収集し、なかでも国際検察局(IPS)の文書を発掘し、「東京裁判への道」1~26(『朝日ジャーナル』1984年10月12日~85年4月12日)を連載した(後に『東京裁判への道』2013年として1冊にまとめられる)。粟屋はA級戦犯をはじめ、その他の戦犯容疑者らに対する国際検察局の尋問を詳細に分析することで、戦犯の選定をめぐる連合国間の駆け引きや裁判の進め方といった、従来、不明だった開廷前史を

明らかにし、それまで日本語資料に限定されていた東京裁判研究に大きな道を切り開いた。積極的にIPSの資料をまとめ、『東京裁判資料 木戸幸一尋問調書』(1987年)や筆者も編纂を務めた『東京裁判資料 田中隆吉尋問調書』(1994年)、『国際検察局(IPS)尋問調書』全52巻(1993年)として公刊した。そして粟屋はこれらを利用して『東京裁判論』(1989年)をまとめ、その後の東京裁判研究をリードした。

1980、90年代は東京裁判そのものの分析はもとより、東京裁判に提出された検察側、弁護側資料等を利用することで個々の歴史事象、例えば南京事件、「従軍慰安婦」問題、日本軍の阿片関与などの戦争犯罪研究が大きく進展した。また、90年代は東京裁判に関する外国語文献の翻訳が進み、すでに成果として発表されていたアメリカ、ソ連の東京裁判研究に、L.ファン・プールヘースト『東京裁判とオランダ』(1997年)等のオランダからの分析が加わった。

このように国際的な視野から東京裁判を分析する手法は2000年代に入ると一段と深まりを見せ、特に裁判終結60周年の2008年には東京裁判関係の研究書が多く出版された。日暮吉延『東京裁判の国際関係 - 国際政治における権力と規範』(2002年)、戸谷由麻『東京裁判 第二次大戦後の法と正義の追求』(2008年)等が若い世代による重要な成果である。

一方で国外における東京裁判研究はあまり活発とはいえない。ジニー・ウェルチ『東京裁判 英文文献・研究ガイド』(2005年)から判明するように、戦争裁判としてはナチ犯罪を裁いたドイツのニュルンベルグ裁判研究はかなりの蓄積があるが、日本語資料がネックとなって東京裁判そのものの分析は進んでいるといえない。筆者が研究対象としている中国では、余先予・何勤華『東京裁判始末』(1986年)、胡菊蓉『中外軍事法廷審

判日本戦犯 - 關於南京大屠殺』(1988年)が中国の先駆的な研究として存在するが、概説の枠を出るものでない。中国で東京裁判をもっとも総合的に研究している宋志勇は東京裁判に関する博士論文(『東京審判研究』2002年)をまとめたが、まだ公刊しておらず、現時点では個々の論文を参照するほかない。

以上のように東京裁判研究は、東京裁判そのものの分析、特に東京裁判開廷までの経緯、アメリカと裁判構成国との関係や駆け引き、そして裁判に提出された資料を利用することで日本近代史を解明してきた。筆者は、かつて東京裁判の被告の中で文官として唯一死刑となった広田弘毅について「広田弘毅に戦争責任はなかったか」(『日本近代史の虚像と実像』第3巻、1989年)を発表し、その後、前掲『東京裁判資料・田中隆吉尋問調書』を粟屋と共同で編纂した。同書「解説」の中で応募者は、田中隆吉が東京裁判で果たした役割、特に田中が証言した中国問題や日本軍の阿片関与について検証した。応募者が阿片・麻薬問題についてこれまでにまとめた代表的研究は、「阿片をめぐる日本と汪兆銘政権の『相剋』」(『年報日本現代史』第3号、1997年)、“Drug Operations by Resident Japanese in Tianjin”, In *Opium Regimes China, Britain, and Japan, 1839-1952*, ed. Timothy Brook and Bob Tadashi Wakabayashi, 2000、「里見甫と宏済善堂 - 『華中宏済善堂内容概記』他について - 」(『年報日本現代史』第13号、2008年)等があり、いずれも東京裁判関係の資料を使用している。

東京裁判は日本の近代史そのものを裁いた裁判であり、日中戦争に関する莫大な資料を発掘する契機となった。ここから日本軍の中国における残虐行為・犯罪行為が明らかとなり、南京事件研究、阿片・麻薬問題研究、日本の化学戦・細菌戦研究等、東京裁判研究から個々の研究

テーマが生み出されていった。それでは日本軍の最大被害国であった中国は、東京裁判にどう取り組み、他の連合国とどう協議し、影響を及ぼしたのか。上記したように、東京裁判を国際関係から分析するようになった1980年代以降にあっても、アメリカが研究対象の中心であり続け、中国については宋志勇の研究を除き実証的な研究が進んでいるとはいえない。そこで筆者は東京裁判における中国の動向を究明する必要があると考えた。筆者は上記したように、東京裁判に提出された資料や、東京裁判の被告選定の際に使用されたIPS尋問調書を利用することで、日中戦争の諸問題を分析してきたが、東京裁判における中国の役割、具体的にいえば中華民国政府、そして同政府の選定した判事や検事が東京裁判にどうかかわってきたかについてこれまで論じる機会がなかった。そこでこれまでに取り組んできた東京裁判の各論研究から総論研究へと研究を発展させたいと考えた。

2. 研究の目的

当時の中国政府である中華民国政府の東京裁判に対する取り組みはほとんど白紙状態にある。そこで当該研究によって以下の点を明らかにする必要があると考える。

第1に、東京裁判前史として、中国が日本の戦争犯罪を裁く論理をどう構築したのか、第2に、中国の裁判官、検事の人選と彼らが裁判に果たした役割、第3に、中国は戦犯の選定にどの程度影響力を持ち、訴因の作成にどうかかわったのか、第4に、連合国内における中国の役割と位置、特にアメリカとの関係はどうだったのか、第5に、東京裁判判決に及ぼした中国の影響力について、である。

3. 研究の方法

台湾の公文書館である国史館が所蔵する東京裁判関係の資料のうち、『遠東軍事法廷

重要案件』(一)(二)、外交部『審判遠東戦犯組織国際法廷案』第1~3冊、外交部『処理戦犯政策案』、外交部『成立敵人罪行調査委員会案』、外交部『日本主要戦争犯罪名单案』、外交部『戦争罪犯処理委員会案』、外交部『戦争罪犯処理委員会会議記録案』第1~5冊等の関係資料はコピーを筆者はすでに所有していたので、これらの読解、分析を進めながら、欠けている資料の補完を同館で行い、さらに東京裁判関係の公刊資料集で未購入のもの、例えば、『東京裁判への道 - 国際検察局・政策決定関係文書』全5巻(粟屋憲太郎ほか編集・解説、1999年)、『東京裁判と国際検察局 - 開廷から判決まで』全5巻(H.P.ピックス他編集・解説、2000年)、『連合国戦争犯罪委員会』全15巻(林博史編集・解説、2008年)を購入して読解と分析を進めた。

これらはいずれも米・英国の公文書館が所有する資料であり、米・英側が中国から受け取った、もしくは中国側代表が加わった委員会が作成した記録を収録している。これら米・英側の資料を国史館などの中国側資料と照合して補完する必要がある。

上記以外に中国歴史第二档案館や英国、米国の国立公文書館、議会図書館等での資料収集も当初予定していたが、今回実現できなかった。東京裁判で中国代表判事を務めた梅汝璈や中国代表検事の向哲濬らは国共内戦、中華人民共和国建国後も中国にとどまり活動を続けたので、彼らに関する資料が中国歴史第二档案館に所蔵されている可能性がある。同館は資料のデジタル化を進め、順次公開する予定だが、今回、これらの資料公開は間に合わなかった。

また台湾国史館において未見の東京裁判関係資料の存在、例えば駐日代表部の資料を発見するなど、国史館での資料収集に予定以上の時間をとられ、英国、米国での資料収集に時間を割けなかった。

4. 研究成果

上記したように筆者は研究目的として5つの課題を設定したが、今回はこれらを満遍なく解明するに至っていない。そこで、解明がある程度進んだ第2と第5の点についてここに記しておきたい。

まず第2の、中国の裁判官、検事の人選と彼らが裁判で果たした役割だが、東京裁判の開廷当時、中国の梅汝璈判事や向哲濬検事ははじめとする中国側検事団の動向が日本のメディアで取り上げられることはほとんどなかった。法廷内外における裁判官と検事の発言や動向は、ウェブ裁判長とキーンン首席検事のそれが中心で、対中国侵略戦争の検証段階においても秦徳純や溥儀ら一部の中国人証人に注意が向けられただけだった。法廷で対中国侵略の数々の事例が明らかにされ、日本人は大きな衝撃を受けたわけだが、中国検事団が事実解明に果たした活躍ぶりは意外なほど報じられていない。これは敗戦直後における日本人の対中国、対中国人感情が関係していた可能性がある。梅判事の手記や発言が日本の新聞で報じられたのは、裁判が終了してからのことである(「将来の和平へ 梅判事の寄稿」『朝日新聞』1948年11月14日)。

梅判事に関しては、東京裁判開廷直後までの日記と裁判に関する研究書が出版され(梅小璈・梅小侃編『梅汝璈東京審判文稿(東京審判研究叢書3)』2013年)また宋志勇らの研究において梅判事の言動についてある程度解明が進んだ(「東京審判と中国」『抗日戦争研究』2001年第3期など)。梅汝璈は、当初、判事の第一候補ではなく、むしろ検事としての役割を期待されていたが、向哲濬が代表検事となったため、判事を任されることになった。法廷においてオーストラリア代表のウェブ裁判長の隣に座り、裁判の最中に度々ウェブに助言し、ウェブからも高く評価される結果となった。11人の裁判官の中

で梅判事は結果的に多数派判事の一人として東京裁判の判決書を作成した。

中国の代表検事を務めた向哲濬は、法廷内だけでなく中国での現地調査、喚問証人の選別等に尽力して中国案件の立証に大きな役割を果たした。向検事についてはその末子である向隆万によって基礎的な資料が発掘され、近年になってその動向がかなり明らかになった（『東京審判・中国検察官 向哲濬』2010年）。それでも、中国検事による証人・証言者の選定及び法廷に提出した証拠類の作成経緯、国際検察局の中での役割や他国検事団、中国駐日代表団との関係、そして訴因の作成にどうかかわったのかについては、まだ不明な点が多く、今後の検討課題として残った。

次に第5の、東京裁判判決に及ぼした中国の影響力についてである。東京裁判は、マッカーサーの当初の思惑を裏切って長期化した。これは太平洋戦争の訴因だけで日本を裁こうと考えたアメリカの構想に中国側が日中戦争の訴因を組み入れるよう要求したからだった。つまり中国の存在が東京裁判の性格と方向性を大きく変化させたといえる。中国は検事団だけでなく梅汝璈判事自らも日本に対して中国侵略の責任を問うという強い意志を持って東京裁判に臨んだことが日記から明らかになった。しかし、中国国民政府の東京裁判に対する姿勢は、国共内戦と米ソの冷戦構造が大きな影を落として梅判事や向検事らの思惑を超えて進んでいった。

東京裁判の開廷当時、国民政府外交部長だった王世杰の日記からは、中国国民党は日本から賠償をいち早く獲得し、共産党との戦いに備えたいという思いがうかがえる（『王世杰日記』上冊（2012年））。その日記には東京裁判に関する記述がまったく出てこない。王世杰は外交部長として駐日代表団から報告を逐次受けていたことが国史館の所蔵する外交部資料から確認でき、東京裁判の進行状

況を知らないはずがなかった。しかし彼はそれを日記に書き留めなかった。もちろん、日記を綴るのは極めて個人的な作業であり、政治的に重要だからといって必ず書き留められるとは限らないが、彼の意識の中で東京裁判が国共内戦、そして対日賠償請求よりも低位に置かれていたのは間違いない。このような意識は蒋介石国家主席ら国民政府高官にも共通していたと考えられる。例えば『蔣中正總統檔案 事略稿本』第65、77、78巻（2012、2013、2013年）は東京裁判の開廷、閉廷、そしてA級戦犯7人の処刑について事実のみを淡々と記している。

国民政府が戦犯裁判の早期終結を唱えた背景には蒋介石の「仁愛寛大」、「徳を以て怨に報いる」の精神に基づく「寛大政策」があったとされるが、この「寛大政策」以上に国共内戦の影響が大きかった。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計 1 件)
小林元裕「東京裁判と中国—その研究成果と課題」(2013年11月12日、東京審判国際学術討論会、上海交通大学)

〔図書〕(計 1 件)
上記学会発表に加筆訂正を加えたもの(中国語)が上海交通大学東京審判研究中心による論文集として上海交通大学出版社から2014年中に出版予定。

6. 研究組織

(1) 研究代表者
小林元裕 (KOBAYASHI Motohiro)
新潟国際情報大学・情報文化学部・教授
研究者番号：80339936